

説明
総合計画の基礎となる基本構想は、この条例に基づき、議会の議決を経て策定する姿勢を明らかにしたものです。
各行政分野において策定する個別計画は、基本構想や基本計画と整合を図りながら計画行政を展開する原則を明らかにしています。

財政運営
第16条 市長は、総合計画に基づいた財政計画を定め、財源の確保やその効率的、効果的な活用を図り、健全な財政運営を行うものとする。
2 市長は、市の保有する財産の適正な管理や効率的な運用に努めるものとする。
3 市長は、財政や財産の状況を分かりやすく市民に公表するものとする。

説明
自立した市政運営の基礎となる健全な財政運営を確保するとともに、財政運営に係る透明性の向上を図るための基本的な事項について明らかにするために定めています。

行政評価
第17条 市長等は、市の仕事の成果、達成度等を明らかにするため、行政評価を実施し、その結果を分かりやすく市民に公表するものとする。
2 市長等は、行政評価の結果

第25条 市長は、この条例の趣旨を遵守し、市政の代表者として市民の信任に応え、公平、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。
2 市長は、その権限の行使に当たっては、常に市民の権利を保障することを基本としなければならない。
3 市長は、毎年度、市政運営の方針を定め、これを市民及び議会に説明するとともに、その達成状況を報告しなければならない。
4 市長は、市の職員の適切な指揮監督と能力向上を図るとともに、その能力が最大限発揮できるような良好な職場環境の形成を図らなければならない。

説明
自治体の代表者として選挙で選ばれた市長は、憲法第92条の地方自治の本旨（団体自治、住民自治）を具現化し、実行する責任者としてこの条例に沿って公正に職務を遂行するよう定めています。
前項に規定する市長の権限を行使するに当たり、市民の権利を常に保障することを基本としなければならないことを責務として定めています。
市民や議会への市長の説明責任を明らかにしたものであり、市政運営の基本方針はもとより、その目的、目標の達成状況について説明する責任を定めています。
地方自治法第154条の規定「職員の指揮監督」と人材の育成を図るとともに、職員が働きやすく能力が発揮できる職場づく

を市の仕事に適切に反映させるものとする。

説明
評価制度の透明性を確保するため、結果を公表し、市の仕事へ反映することが必要であることを定めています。

組織
第18条 市長等の組織は、市民に分かりやすく、効率的かつ機能的なものであるとともに、社会経済情勢の変化や新たな行政需要に的確に対応できるよう編成するものとする。
説明
市長等の組織の基本的なあり方について定めています。

行政手続
第19条 市長等は、市民の権利利益の保護に資するため、市長等が行う許認可等の手続について、その基本的な事項を定め、公正の確保及び透明性の向上を図るものとする。

説明
市政運営の公正の確保と適正な透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、市長等が行う処分、行政指導等の手続の基本的な事項について明らかにするために定めています。

危機管理
第20条 市長等及び議会は、緊急時に備え、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市民及び関係機関と協力、連携し、総合的かつ機動的な危機管理の体制を強化するよう努めるものとする。
説明
危機管理体制の確立を、まちづくりの基本として定めています。

市の職員の役割及び責務
第26条 市の職員は、全体の奉仕者として市民の視点に立って職務を遂行しなければならない。
2 市の職員は、自らも地域の一員であることを認識して市民との信頼関係づくりに努め、まちづくりに積極的に取り組まなければならない。
3 市の職員は、協働のまちづくりの推進及び市政の運営に必要な能力の向上に絶えず努めなければならない。

説明
市政運営に携わる職員について、職務を遂行する上での責務を明らかにするために定めています。

第8章 自治基本条例の实效性の確保

推進会議
第27条 市長は、この条例の实效性を確保するため、牧之原市自治基本条例推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

説明
協働のまちづくりに関する施策又は制度が、この条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うため「牧之原市自治基本条例推進会議」の設

び財産を災害から保護するため、市民及び関係機関と協力、連携し、総合的かつ機動的な危機管理の体制を強化するよう努めるものとする。

説明
危機管理体制の確立を、まちづくりの基本として定めています。

第5章 他の自治体等との連携・協力

国、県等との関係
第21条 市は、国、県等とそれぞれ適切な役割分担のもと、対等な関係を確立するものとする。

説明
自治体運営に当たったての県や国に対する姿勢を明らかにしています。

他の自治体等との連携

第22条 市は、広域的な課題の解決を図るため、他の自治体等との連携及び協力をするよう努めるものとする。
2 市は、まちづくりに関する情報を広く発信するとともに、社会、経済、文化、学術、スポーツ、環境等に関する取組を通じて、市外の人々の知恵や意見等を積極的に取り入れ、まちづくりを行うものとする。
3 市は、自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、海外の自治体等と

この条例の見直し等
第28条 市長は、この条例の見直し等に当たっては、推進会議に諮問しなければならない。

説明
この条例の見直し等に関する手続を定めています。

この条例の位置付けと体系化

第29条 市長等及び議会は、この条例に定める事項を最大限に尊重し、各行政分野の基本方針等を定める条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程の体系化を図るものとする。

説明
自治基本条例は、市の法体系の中では一つの条例に過ぎませんが、この条例の目的や規定する内容から自治の運営に関する他の条例等は、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならないとしていいます。また、各種基本条例を中心として市長等及び議会のきままりを体系化することににより、まちづくりの仕組みの全体像が市民にとって分かりやすいものとなるよう定めています。

委任

第30条 この条例の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

の連携、交流等を積極的に推進するよう努めるものとする。

説明
自治体運営を行う上で、市単独で取り組むことが難しい広域的な課題を解決するため、他の自治体等と連携や協力をすることにより、まちづくりに生かしていくことを明らかにするために定めています。

様々な分野から牧之原市に関心のある市外の人々の知恵や意見を有意義に活用する旨を定めています。
姉妹都市や国際交流の輪を広げ、相手の良いところを吸収し、得られた情報や知恵を牧之原市のまちづくりに生かしていくことを定めています。

第6章 議会及び議員

議会の役割及び責務
第23条 議会は、市民の代表で構成される市の意思決定機関である。
2 議会は、議決機関として、市の政策の意思決定及び行政行動の監視並びに条例を制定する権限を有する。
3 議会は、市民に、議会における意思決定の内容及びその経過を説明するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けるものとする。

説明
議会は、執行機関と同様に民意の代表機関として独立性を有する。

しており、市政における重要な事項についてその意思決定、行政に対するチェック機能、立法などの政策の立案、国等に対する意見表明などを行う権限がありますので、自治を担う上で、重要な役割としてこれらを定めています。

議員の役割及び責務

第24条 議員は、この条例に定める議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
2 議員は、前項に規定する任務を遂行するため、市民と連携し、かつ市長等との緊張関係を維持して、不断に議会改革を推進しなければならない。

説明
議員の責務について、市民の代表者であるという観点から、市民意見の把握と広範な情報を収集し、市民全体の利益を見定め、市民福祉の向上と市の発展に最も適切な決定を議会が行っていくよう、一人ひとりの議員がそれぞれの職務を遂行していくことを定めています。
二元代表制におけるその住民代表機能のあり方を再認識し、その機能発揮に努めることを定めています。

第7章 市長及び職員

市長の役割及び責務

自治基本条例は、牧之原市に住む全ての人にとって重要な条例です。
多くの人に親しみを持ってもらえるように、広報紙では初の試みとなる漫画を使って紹介をしました。
今回、漫画とイラストを手がけてくれたのは、市在住のイラストレーター岩本陽子さんです。
岩本さんは、静岡牧之原茶のマスケットであるチャーフィンやチャーミーの生みの親でもあり、市茶業振興協会が発行しているミニ絵本「チャーフィンのたびだち」の作・画も担当しています。
この絵本に興味がありましたら、問い合わせください。

説明
自治基本条例の实效性を確保するため、今後、必要な条例等を整備していくことを定めています。

附則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

～登場人物紹介～

静岡牧之原茶マスケット

チャーフィン (右)

好奇心旺盛な3歳のお茶の妖精(男の子)。夢はお茶の葉サーフィンでお茶の葉の香りを世界に届けること。

チャーミー (左)

ちょっとわがままでおしゃまな5歳のお茶の妖精(女の子)。チャーフィンのことが大好き。



問い合わせ
牧之原市茶業振興協会
☎(53) 2621
岩本さんのホームページ
<http://www.yokoiwanoto.com>